

池田町避難所 運営マニュアル (簡易版)

池田町総務課危機管理対策室

経過

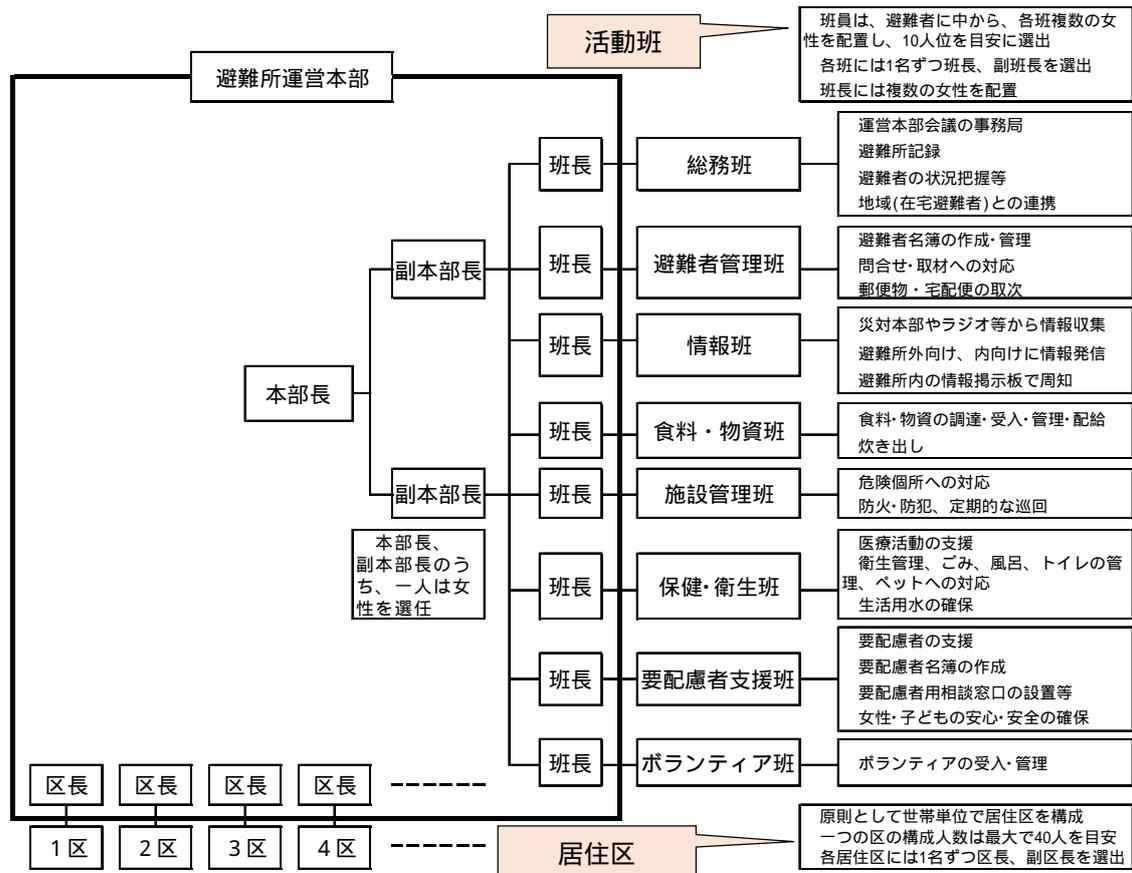
平成 29 年 7 月策定

令和 2 年 6 月修正

令和 2 年 12 月修正

令和 3 年 5 月修正

避難所の運営体系図



初動期

1 施設の開錠・開門(本編第3章 P22)

避難所の開設は町長がその要否を判断し、原則として、町の避難所担当職員が施設管理者の協力を得て行います。

2 応急的な避難所準備組織の立上げ・避難所開設の準備(本編第3章 P22)

避難所(施設)の点検を速やかに実施し、応急的な避難所準備組織のリーダー(本部長1名、副本部長2名)を選出し、そのリーダーのもと、避難者が協力して、施設の安全確認、避難スペースの確保(避難所内の区域設定)を行います。

応急的な避難所準備組織のリーダーの例

ア 自主防災組織の役員(会長、副会長、防災委員など)

イ その他、避難住民の意見により推薦された人、リーダーは、避難住民の中から選出することが望ましいですが、すぐに決まらない時は、町職員が一時的にその任にあたり対応します。

ウ 円滑な避難所運営のために、避難所運営本部の構成員には、女性も配置します。

3 施設の安全確認(本編第3章 P22)

建物内への立ち入りは、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地応急危険度判定を行うなど、安全を十分確認し、また、必要な安全措置をとるまで待ちます。

4 避難スペースの確保(避難所内の部屋(区画)割り(本編第3章 P22)

安全点検が済んだ部屋(施設)から、部屋(区画)割りを行う。

3密を回避するため、学校等は空き教室を利用し感染リスクの高い高齢者等には宿泊施設を検討するよう災害対策本部と連絡を取る。

避難スペースは、利用目的やその範囲などが誰にでもわかるよう言葉や表示方法を工夫して、明示します。

保健・衛生班が決まるまでの間、トイレの衛生管理に注意します。

また、感染症対策のためマスク、体温計、石けん・消毒液等は各自で用意しましょう。

避難スペースの決め方の例 (本編 P11～P13 参照)

ア 居住空間の確保

屋内で広いスペースが確保できる場所から居住空間を決めていきます。

(例) 体育館 講堂・ホール 教室

イ 避難所の管理・運営に必要な空間の確保

避難所の管理に必要な場所や避難者の共有空間(共通利用スペース)とする場所については、居住空間とはしません。

避難所の管理・運営のため、避難者の受入れを避ける部屋の例

玄関、廊下、階段、トイレ、水場の周辺等、皆が共用する設備周辺

ウ 立入禁止のスペース

理科室など、危険な薬品や施設がある部屋は立入を禁止します。

エ 状況に応じて設ける必要があるスペース

ペットを連れた被災者のある場合、ペットを飼育していない避難者と動線が交わらない場所に飼育場所を設けます

5 居住区(居住グループ)の編成(本編第3章 P23)

ア 世帯を基本単位に居住区を編成します。できるだけ顔見知り同士で安心できる環境を作ります。

イ 居住区の区長(リーダー)の目の行き届く範囲を考慮すると、1つの居住区の人数は、最大で40人程度と考えられます。

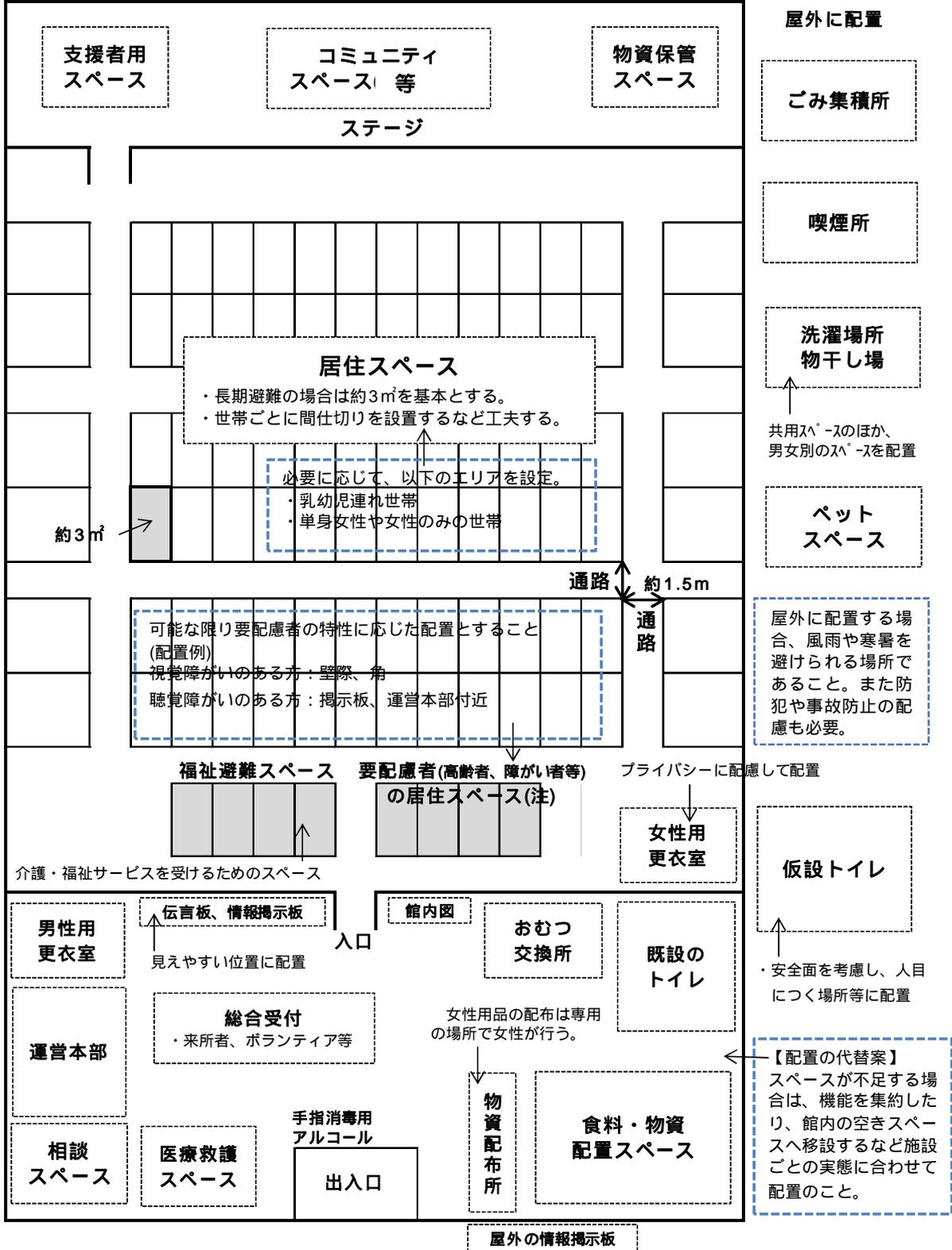
ウ 観光地や商業地域では、地域住民以外も避難所に避難して来る可能性があります。これらの避難者は、長期にわたって避難所に留まらないと考えられるため、地域の避難者とは分けて、居住区を編成します。移動が可能であれば帰宅困難者、観光客等専用の指定避難所「交流センターかえで」へ避難を促します。

避難所のレイアウト(通常時)

ポイント

- ・運営に必要な箇所、必要なスペースを割り振り、利用範囲を明示しましょう。
- ・立入禁止区域や危険個所には、貼り紙等で明示しましょう。

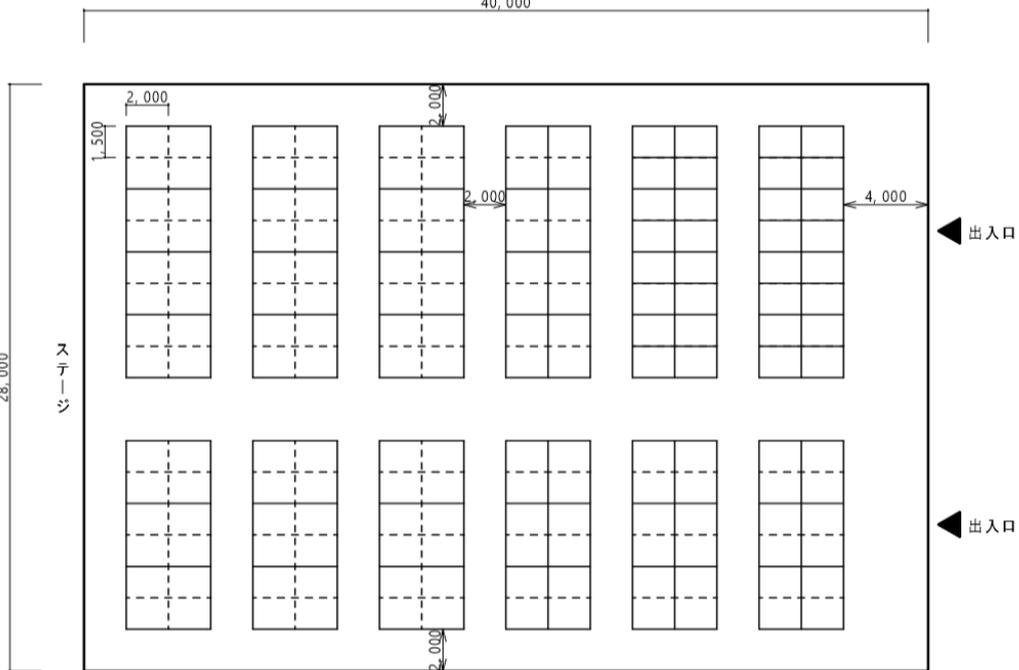
体育館等の配置



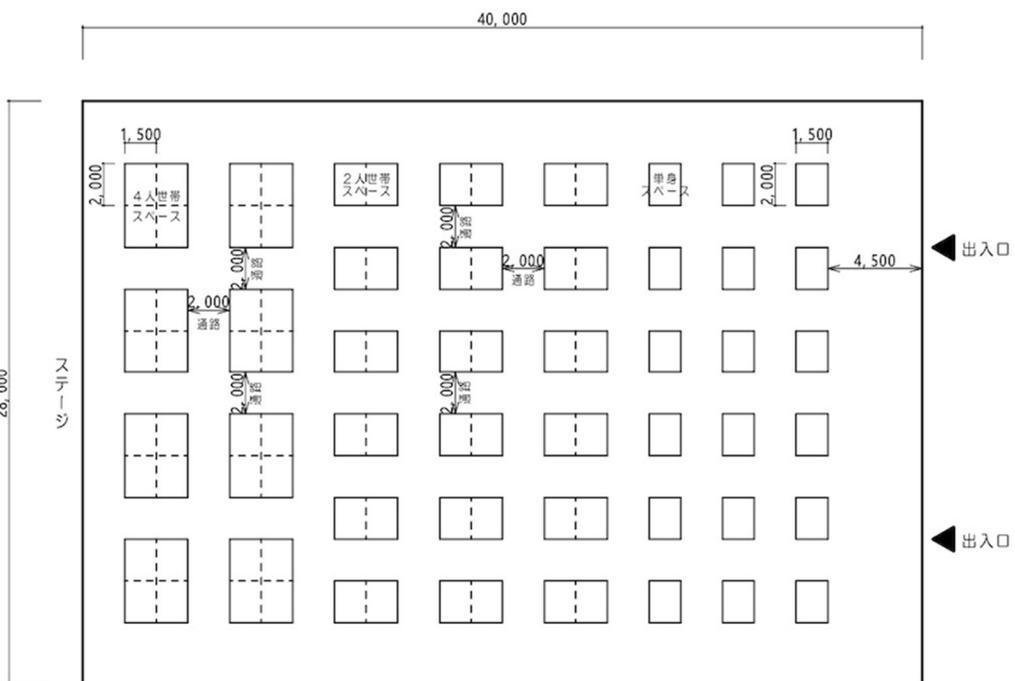
感染症予防対策の強化を図ったレイアウト

- ポイント**
- ・ 3密（密閉、密集、密接）の状態とならないようにしましょう。
 - ・ 併せて避難所の運営も工夫しましょう。

【従来の配置例：168人】



【感染症対策配置例：86人】



6 避難者の受入れ(本編第3章 P23)

- ア 受付前に手の消毒やマスクを着用します。
- イ 避難者を登録する受付を設置し、「避難者名簿【様式2-1】」を作成します。
- ウ 避難所での各種サービスは、避難者数を基礎とするので、名簿への記入は、必ず周知し、避難者に協力を求めます。
- エ 氏名や連絡先等の他に検温や健康状態の確認をします。
- オ 「避難者名簿」は、避難所への入所希望者、在宅避難者を問わず、世帯単位で、世帯ごとに一枚記入し提出してもらいます。
- カ 犬、猫などの動物類を指定された場所以外で飼育することは禁止します。万が一のトラブルやアレルギー体質の方への配慮の必要性などを説明し、「同行避難動物受付簿【様式16-1】」及び「ペット登録台帳【様式16-2】」に登録したのち、所定のペット飼育場所を伝えます。
- キ 居住空間へ避難者を誘導します。施設の広いスペースから避難者を収容します。
- ク 健康な人、熱や咳があるなど体調不良の人、支援を要する高齢者、障がい者、妊産婦等に分け、家族単位で、避難するスペースを配分します。

7 駐車スペースの確保(グラウンド等の駐車場の区割りと誘導)

- ア 避難者の中には、車で避難する方もいるためグラウンド等の開放が必要となります。
- イ 施設管理者へ確認をするとともに駐車場に誘導者を配置します。
- ウ むやみに駐車されないよう駐車スペースを確保しましょう。体育館等への動線は、空けることとします。
- エ グラウンド奥にプールがある場合、消防水利となっている場合や断水時に使用することを考慮し、動線を空けましょう。
- オ 車内で避難生活をする方もいることを考慮します。

8 ホテル・旅館等への移動

- ア 避難が長期化する場合、エコノミークラス症候群等での体調悪化を防ぐため、ホテル・旅館等の確保を災害対策本部に依頼し、高齢者等の避難行動要支援者(その家族含む)から優先して、移動いただくようにします。
- イ その他の避難者についても、リフレッシュのため、定期的にホテル・旅館等へ宿泊できるよう災害対策本部へ依頼します。

9 負傷者・要配慮者への対応(本編第3章 P24)

ア 避難者に負傷者や要配慮者がいるかどうかを確認します。

イ 要配慮者については、福祉避難所に対応する必要がある場合、町災害対策本部に連絡します。

10 設備、備蓄品(食料・物資)の確認(本編第3章 P25)

ア 避難所運営に必要な設備を確認します。

水道・ガス・電気・電話等のライフライン、テレビ・ラジオ等の情報収集機能、施設内放送、トイレ・シャワー等の設備の確認をします。

イ 備蓄品(食料・物資)の確認をします。

備蓄品の配付に備え、避難者名簿から必要な数を把握します。

設備の機能不備や備蓄品の不足等を把握し、町災害対策本部へ要請を行う準備をします。特に感染症対策のためマスク、体温計、石けん・消毒液を各自で準備できない場合は、町災害対策本部へ依頼します。

11 町災害対策本部への連絡(本編第3章 P25)

ア 避難所の開設と状況について、町災害対策本部に報告します。

町災害対策本部への連絡は、原則として避難所担当職員が行います。避難所担当職員が不在の場合や、緊急の場合は、避難所準備組織のリーダー(避難者の代表者)が行います。

この報告により、避難所が町災害対策本部からの後方支援を受けるきっかけとなるので、可能な限り速やかに町災害対策本部に連絡を入れます。

報告内容の例

避難所開設の報告

通信手段、ライフライン状況等の報告

12 広報(本編第3章 P25)

ア 避難所が開設されたことを、避難者や避難所の周辺に広報します。受付までの道順なども、貼り紙や看板などで示します。

イ 広報には、施設の屋外スピーカーなどの放送設備を利用します。

展開期

1 避難所運営本部会議の開催(本編第3章 P28)

ア 会議の議長は本部長がつとめ、運営本部の事務局は総務班が担当します。特に連絡事項がない場合でも、最低1日1回は会議を開催し、各活動班で情報を共有し、連携した対応を行います。

イ 設備、物資、食料など必要なものを町災害対策本部へ要請するため、各

活動班から、状況報告と要望を受けます。

ウ 会議には、避難所担当職員、施設管理者も参加します。また、ボランティアの中でも一定の役割を担っている場合には、オブザーバーとして参加してもらいます。

2 避難者支援のための各種窓口の設置(本編第3章 P29)

ア 避難所運営本部は、各活動班に依頼し、次のような窓口を設置します。
設置する窓口の例

避難者受付窓口(避難者管理班): 避難者の登録、出入りの管理

食料配付窓口(食料・物資班): 食料、水の配付

物資配付窓口(食料・物資班): 物資の配付

問い合わせ窓口(避難者管理班): 安否確認への対応

取材対応窓口(避難者管理班): 取材への対応

郵便物等受付窓口(避難者管理班): 郵便物や宅配便の取り次ぎ

保健衛生支援対応窓口(保健・衛生班): 救護班等の受入

要配慮者相談窓口(要配慮者支援班): 要配慮者への対応

ボランティア受付窓口(ボランティア班): ボランティア受付

イ 各活動班の業務詳細はマニュアル本編 P29 以降を参照

撤収期

1 避難所の集約・閉鎖に向けた避難者の合意形成(本編第3章 P34)

ア ライフラインの復旧状況などから、町災害対策本部と避難所閉鎖時期について協議します。

イ 町災害対策本部の指示を受けて、避難所閉鎖の準備に取りかかります。

ウ 各活動班に、避難所閉鎖のため、いつまでに何をするかの計画作成を依頼します。

エ 避難所の閉鎖時期や撤収準備などについて、避難者に説明し、避難者の合意形成を図ります。

2 避難所の後片付け(本編第3章 P34)

ア 設備や物資の返却、回収、処分などを町災害対策本部に協議し行います。

イ 避難者の協力により、避難所として利用した施設内外の片付け、整理・整頓、掃除、ごみ処理を行います。

ウ 避難所運営の各種記録、資料を町災害対策本部に引継ぎ、避難所閉鎖の日に解散します。

災害種別毎の対応フェーズと避難対応で留意しておくべきこと（新型コロナウイルス感染症流行時）

災害フェーズ	水 害	地 震
事前段階 24時間前 数時間前	台風の場合は、気象庁の進路予測等から逆算するなどして、前日など早めに退避行動をとるべきである。前線性の場合は、気象情報等に基づいて安全な場所へ早めに退避することを念頭におく。	
	予め住民には、ハザードマップを元に安全な避難形態を提案しておき、感染予防面を勘案し避難先を考えてもらうことが重要。	
	出水期前に、住民に求める避難行動、避難施設内の感染防止対策など広く伝えておくべきである。	
発災時 0h	多くは、発災前に避難所開設を行ため現場での感染防止対応作業を念頭においた配備態勢が重要	発災直後 地震は、突発に起こる。発生直後は、揺れによる家具の転倒や家屋の損壊から身を守ることが重要で、事前の建物の耐震化、家具固定を徹底することが重要である。感染症防止の観点から、耐震化や家具固定を進め、より強固なシェルターハウスを目指す。 高台などの一時的な退避場所には、感染防止備品を自治体は常備しておきたい。
	自治体が、対応する避難形態（指定避難所や準ずるもの、ホテルや旅館の避難、青空避難にかかる駐車場所や公園の提供）によって、その運営体制や必要な備品調達など考えておく。	
	指定避難所では、社会的距離を保った配置を行っているが、急増する避難者の調整を念頭にした現場での指揮運用体制を考えておくべき。	
応急避難・危険回避時 1日 数日	指定避難所の運営が自主防災や住民の協力によって実施しているところもある。感染対策を考えた改善や準備が必要である。	発災から1日 避難所は、十分な準備ができない状態で開設することになる。また、建物の損壊により避難者の滞在スペースも限定されることが考えられる。 住民が避難する先も近隣の集会所や自宅の庭先など自治体が開設する避難所だけに限らない。 感染症防止・蔓延阻止のためには、避難の全容把握に努め、どこにどのような人がいるか把握することが重要である。
	氾濫発生によって湛水時間が長期間に渡る場合、一時的な滞在場所としての避難所から、生活の場としての避難所へ移行させることになる。手指衛生や飛沫感染対策が必要である。	
	避難者の住所・連絡先を集約する必要がある。	
応急避難・混乱期 7日	感染予防を考えると避難所の活用は数日に限定すべき。	2日 2週間 の期間は、住家が損壊した人、ライフラインの途絶により生活が困難な人、余震を警戒している人などが避難所に滞在する。 最も多くの人々が避難所に滞在する機関であり、避難所は過密状態になり、生活環境が悪化する。 過密状態での感染症蔓延を避けるため、避難所の感染防止対策だけでなく、青空避難（テント、車中泊等）など多様な避難手段を講じる必要がある。 また、要配慮者など感染リスクが高い人も多く避難しているため、建物、居室を別にすることや見回りなどの配慮も必要となる。
	この期は、みなし仮設（ホテルや空き室、縁故支援）への移動を考えておきたい。	
長期避難期 数ヶ月	みなし仮設や世帯別仮居住場所の用意。	2週間 1ヶ月 ライフラインの回復、余震の減少等により避難者が徐々に減っていく期間である。 また平常業務の再開に向けて避難所の再編が行われる。 要配慮者も福祉避難所や、トレーラーハウスなどに分散するため、体調把握が重要となる。 雇証証明書の発行や仮設への移転、通常窓口業務の再開により、行政サービスへのニーズが高まる。分散し距離を保った形で行政サービスを提供できるよう注意が必要となる。
復興期（仮設住宅） 6ヶ月	復旧工事と平行し、仮設住宅への対応	1ヶ月 応急仮設住宅・みなし仮設住宅への入居が進み、避難所が閉鎖され、徐々に日常への復帰が始まる。 生活環境の変化により心身に不調を来す人も増えるため、継続して注意が必要となる。

新型コロナウイルス感染症流行時の災害と避難環境を考える手引き（地方自治体編）参照

詳細については、池田町避難所運営マニュアル本編をご覧ください。
この 10 ページから 11 ページにマニュアルの資料・様式のページ一覧及び避難所開設時のチェックリスト・各活動班の業務チェックリストのページ一覧が掲載されていますのでご活用ください。

マニュアル本編の資料・様式一覧

参考資料集	80～88
資料1 避難所運営・各活動班におけるチェックリスト	80
資料2 トイレ使用上の注意	81
資料3 ペットの飼育ルール	82
資料4 ボランティア活動に参加される方への注意事項	83
資料5 避難場所及び避難所一覧	84～86
資料6 関係機関連絡先	87～88
様式集	89～112
様式1 建物被災状況・安全確認チェックリスト	89
様式2 - 1 避難者名簿	90
様式2 - 2 在宅避難者名簿	91
様式3 避難者名簿一覧表	92
様式4 避難者数集計表	93
様式5 避難所運営記録簿	94
様式6 避難所状況報告書	95
様式7 外泊届用紙	96
様式8 取材者用受付用紙	97
様式9 郵便物等受付簿	98
様式10 食料関係供給依頼調査票	99
様式11 物資供給依頼調査票	100
様式12 食料・物資受入簿	101
様式13 食料管理簿	102
様式14 物資管理簿	103
様式15 避難者の健康状況調査シート	104
様式16- 1 同行避難動物受付簿	105
様式16- 2 ペット登録台帳	106
様式17- 1 避難所における要配慮者名簿	107
様式17- 2 避難者の医療情報	108
様式18 ボランティア派遣依頼書	109
様式19 ボランティア活動記録簿	110
様式20 ボランティア等支援者受入名簿	111
様式21 事務引継書	112

避難所開設のチェックリスト（マニュアル本編第3章参照）

項 目	主な対応内容
1. 避難所の開設・点検 (P22)	施設の安全確認など
2. 避難所準備組織の立ち上げ (P22)	応急的な避難所運営組織の中心人物を選出
3. 避難スペースの確保 (P22)	施設管理者と協議し、利用する部分を明確にする
4. 居住区の編成 (P23)	世帯を基本単位に居住区（居住グループ）を編成
5. 避難者名簿の作成 (P23)	世帯ごとに避難者名簿を記入
6. 設備、備蓄品の確認 (P25)	避難所運営に必要な設備、備蓄品を確認
7. 町災害対策本部への連絡 (P25)	避難所の開設と状況を町災害対策本部へ連絡
8. 本格的な避難所運営本部の設置、避難所運営本部構成員の選出 (P26-29)	本格的な避難所運営の中心人物を選出、活動班の設置

各活動班における業務のチェックリスト（マニュアル本編第4章参照）

総務班の業務（P36-P39）	避難者管理班の業務（P39-P42）
1. 避難所運営本部会議の事務局 2. 避難所運営記録簿の作成 3. 避難所生活ルールの作成 4. 定期的な場所移動の計画作成・実施 5. 避難者の状況把握 6. 地域との連携（在宅避難者組織との連携） 7. 遺体への対応	1. 避難者名簿の管理 2. 問い合わせへの対応 3. 取材への対応 4. 郵便物・宅急便の取り次ぎ
情報班の業務（P42-P45）	食料・物資班の業務（P45-P49）
1. 避難所内外情報収集 2. 避難所外向け情報発信 3. 避難所内向け情報発信	1. 食料・物資の調達、受入、管理、配給 2. 炊き出し
施設管理班の業務（P49-P50）	保健・衛生班の業務（P51-P57）
1. 危険箇所への対応 2. 防火・防犯	1. 医療活動の支援 2. 避難者の健康維持 3. 衛生管理 4. 水の管理 5. 清掃・ごみ処理への対応 6. 風呂の管理 7. トイレの衛生管理 8. ペット連れ避難者への対応
要配慮者支援班の業務（P57-P59）	
1. 要配慮者の支援 2. 女性・子どもの安心・安全の確保	
ボランティア班の業務（P59-P60）	
1. ボランティアの派遣要請・受入	

感染予防特設ページ

指定緊急避難場所・避難所において対応を行う皆さまへ

この特設ページは、町が設置した指定緊急避難場所又は避難所を運営する皆さんの感染予防について、留意点を取りまとめたものですので、参考としてください。

<p>厚生労働省「マメに正しい手の洗い方」 https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/poster25b.pdf</p>	
<p>国立感染症研究所「手洗いで感染症予防」 https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/0000123506.pdf</p>	
<p>長野県「正しいマスクの着用方法について」 https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/influ/mask.html</p>	

避難所開設担当者の方へ < 開設準備編 >

指定緊急避難場所の開設準備を担当する皆様にやっていただくこと

発熱、咳等の症状が現れた人のための専用のスペースの開設

発熱、咳等の症状が現れた人等には、原則個室の確保を行う。

- ・ 個室は窓があるなど、換気の良い個室とする。
 - ・ 大雨の際などでも換気が継続できるよう、複数方向から換気できることが理想です。
- [・ かぜの症状のある人等は極力部屋から出ないようにして、人との接触を減らすことが大切です。]

個室を確保出来ない場合の対策

- ・ 部屋数が少ない、といった理由で、やむを得ず同室にする場合は、高さのあるパーティションで区切るなどの工夫をしてください。
- ・ 同じ部屋で寝るときは、頭が向き合うように枕の位置をそろえて並んで寝るのではなく、互い違いにするだけでも、お互いの顔からの距離がとれるようになります。

症状が現れた人の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分けてください。

衛生対応の確認

トイレ等、他の方との共用空間の消毒等に必要な衛生用品やマスクのご準備等をお願いいたします。発熱、咳等の症状が現れた者や濃厚接触者との対応において、2 m以上の間隔を確保できれば、ガウンやフェイスシールドは必要ありません。

避難所開設担当者の方へ < 避難者対応編 >

指定緊急避難場所で開設を対応する皆様にやっていただくこと

全員がマスクを使用する

避難者、スタッフ双方がマスクを着用します。

- ・使用したマスクは、他の部屋に持ち出さずに、すぐ捨てるようにしましょう。また、マスクは、のど・鼻周囲を加湿する効果もあります。
- ・マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外し、マスクの表面には触れずに廃棄します。マスクを外した後は必ず石鹸で手を洗ってください（手指のアルコール消毒(医薬部外品使用)でも可）。
- ・マスクが分泌物で濡れたり汚れたりした場合は、すぐに新しい清潔な乾燥マスクと交換する必要があります。
- ・マスクが手に入らないときやマスクの使用が耐えられない人は、ティッシュ等で咳やくしゃみをするときに口と鼻を覆います。

うがい・手洗い

- ・ウイルスのついた手で目や鼻、口などを触ると粘膜・結膜を通して感染することがあります。こまめに石鹸を用いた手洗いもしくは手指のアルコール消毒(医薬部外品使用)を行います。

換気

- ・部屋は、定期的に換気をしましょう。スタッフの部屋も忘れずに換気願います。
- ・大雨の際で窓を開けての十分な換気が難しい場合はエアコンなどの空調機器や換気扇を使用するなどして、空気を入れ替えてください。

取っ手、ドアノブ、トイレなどの共用する部分を消毒する

0.05%の次亜塩素酸ナトリウム（薄めた漂白剤）で拭いた後、水拭きしましょう。

- ・トイレ、洗面所、浴室などは共用するので注意が必要です。
- ・ウイルスは物についてもしばらく生存しているため、ドアの取っ手やノブ、ベッド柵などウイルスがついている可能性があります。
- ・タオル、衣類、食器、箸・スプーンなどは、通常の洗濯や洗浄を行います。

トイレや洗面所の清掃をこまめに行いましょう。

- ・清掃は、市販の家庭用洗剤を使用し、すすいだ後に、0.1%の次亜塩素酸ナトリウムを含む家庭用消毒剤を使用します。
- ・清掃の際は手袋と可能であれば、フェイスシールドを着用します。
- ・ガウンは適切な着脱が必要なため、参考資料等により着脱方法を確認するか、感染症予防に長けた医療従事者等の指導を受けていなければ無理に使用しません。
- ・清掃後は石鹼を用いて手洗いを行います。

食事を配布する際の留意点

発熱、咳等の症状が現れた者への食事提供は他の人とは別の場所で行うなどの工夫を行ってください。

- ・その他の方についても一斉に食事を取りに来るような方法や手渡しは避けましょう。
- ・食事を床に置くのは避けましょう。床には、飛散したウイルスが留まっており、再び舞い上がる危険があります。

食器は原則使い捨てのものを使いましょう。

- ・なければ、ラップやポリ袋を被せ、一回ごとに取り替えます。

ゴミは密閉して捨てる

- ・廃棄の際、マスク、手袋、廃棄後の手洗い等により感染防止対策を行ってください。
- ・鼻をかんだティッシュなどにもウイルスがついています。スタッフが触ると感染する可能性があるため、すぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨てましょう。
- ・ゴミを処理した場合は直ちに手洗いを行ってください。
- ・ゴミは、厳重に密閉して一般ゴミとして廃棄してください。

発熱、咳等の症状が現れた者へ対応するスタッフを限定する

かぜの症状のある者の対応を行う職員はできるだけ限られた方（一人が望ましい）にします。

- ・心臓、肺、腎臓に持病のある人、糖尿病の人、免疫の低下した人、妊婦及び妊娠の可能性のある人等はなるべく避けて下さい。
- ・それぞれの部屋を行き来する際は、スタッフはこまめに石鹸を用いた手洗いもしくは手指のアルコール消毒(医薬部外品使用)を行います。

発熱、咳等の症状が現れた者、濃厚接触者へのお願い。

- ・以下の資料をお渡しして、注意事項をお伝えします。

発熱、咳等の症状のある方 濃厚接触者の方 <避難場所でのお願い>

皆様に行っていただくこと

健康観察

1日2回の検温

毎日朝夕2回の検温・記録をお願いいたします。

体調の定期確認へのご対応

毎日、避難所のスタッフ又は保健所の看護師・保健師が、体調について直接又は電話でお伺いします。

体調の悪化・急変などの際

避難所のスタッフへ伝えてください。濃厚接触者の方の体調悪化時は、保健所へすぐに電話をするよう依頼してください。

大町保健所

電話 0261-23-6560

避難場所にいる際の注意事項

自宅に戻れるようになるまでは避難場所の外に出ないでください

常時マスクを着用してください

- ・使用したマスクは、すぐ捨てるようにしましょう。
- ・マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外し、マスクの表面には触れずに廃棄します。
- ・マスクを外した後は必ず石鹸で手を洗ってください（手指のアルコール消毒(医薬部外品使用)でも可）。

こまめに手洗いをしてください

定期的な部屋の換気にご協力をお願いします。

鼻をかんだティッシュ等は密閉して捨ててください。

令和3年5月20日から

警戒レベル

4

ひなんしじ 避難指示で必ず避難

ひなんかんこく 避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~			
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
**警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません！**

避難勧告は廃止されます。  
これからは、  
**警戒レベル4避難指示で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。**

避難に時間のかかる  
高齢者や障害のある人は、  
警戒レベル3高齢者等避難で  
危険な場所から避難  
しましょう。



ひなん  
「避難」って  
何すれば  
いいの？

小中学校や公民館に行くことだけ  
が避難ではありません。  
「避難」とは「難」を「避」けること。  
下の4つの行動があります。



### 行政が指定した避難場所 への立退き避難

自ら携行するもの

- ・マスク
- ・消毒液
- ・体温計
- ・スリッパ 等



### 安全な親戚・知人宅 への立退き避難

普段から災害時に避難  
することを相談して  
おきましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。



普段から  
どう行動するか  
決めておき  
ましょう

### 安全なホテル・旅館 への立退き避難

通常の宿泊料が必要  
です。事前に予約・  
確認しましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。



### 屋内安全確保

ハザードマップで以下の  
「3つの条件」を確認し  
自宅にいても大丈夫かを  
確認することが必要です。

想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある  
区域では立退き避難が  
原則です。

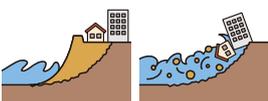


「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない  
(入っていると…)



流速が速いため、  
木造家屋は倒壊する  
おそれがあります



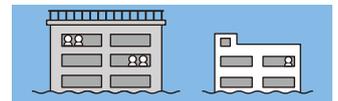
地面が削られ家屋は  
建物ごと崩落する  
おそれがあります

② 浸水深より居室は高い

3・4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満(1階床下浸水)

③ 水がひくまで我慢でき、  
水・食糧などの備えが十分  
(十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる  
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の  
使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や③水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。